

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月4日
【会社名】	株式会社ガイアックス
【英訳名】	GaiaX Co.Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 上田 祐司
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目21番8号
【電話番号】	03-5759-0300(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 野澤 直人
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目21番8号
【電話番号】	03-5759-0376
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 野澤 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成26年8月28日開催の執行役員会において、平成26年10月1日付で、当社のソーシャルメディアモニタリング事業並びにソーシャルアプリサポート事業（以下、「本事業」といいます。）を新たに設立する「アディッシュ株式会社」に承継させることを決議しましたので、金融商品取引法24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 会社分割の目的

当社は、ソーシャルメディアの構築・運営・モニタリング及びソーシャルアプリサポートのリーディングカンパニーとして、ソーシャルメディアとソーシャルアプリに関わる様々なサービスを提供しておりますが、現在の事業ドメインにおいて、本事業を当社の更なる収益力の拡大と中長期的な企業価値の向上のための重要な事業と位置付けております。今回、本事業を分社化することにより、独立会社として経営責任体制の明確化を図るとともに、意思決定の迅速化及び機動力の向上による経営効率の更なる向上を図り、競争力、収益力の強化に努めてまいります。

(2) 分割の方式

当社を分割会社とし、新たに設立する「アディッシュ株式会社」を承継会社とする分社型の単独新設分割（簡易分割）です。なお、本件会社分割は、会社法第805条に基づく簡易分割に該当するため、株主総会の承認を省略いたします。

(3) 分割に係る割当ての内容

本件分割に際して新設会社となるアディッシュ株式会社は、普通株式100,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。

(4) その他の新設分割計画の内容

分割の日程

新設分割承認執行役員会 平成26年8月28日

分割効力発生日（予定） 平成26年10月1日

その他の内容

当社が、平成26年8月28日開催の執行役員会で承認した新設分割計画の内容は、後述の新設分割計画書のとおりです。

(5) 新設分割に係る割当ての算定根拠

当社単独での新設分割であり、新設会社の株式のみが当社に割り当てられるため、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金等の額を考慮し、決定したものであります。

(6) 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成25年12月31日現在)	新設会社 (平成26年10月1日予定)
商号	株式会社ガイアックス	アディッシュ株式会社
事業内容	ソーシャルメディアの構築・運営・モニタリング事業、ソーシャルアプリサポート事業	ソーシャルメディアモニタリング事業、ソーシャルアプリサポート事業
本店所在地	東京都品川区西五反田一丁目21番8号	東京都品川区西五反田一丁目21番8号
代表者の役職・氏名	代表執行役社長 上田 祐司	代表取締役社長 江戸 浩樹
資本金	729,685千円	30,000千円
純資産	1,347,578千円	43,470千円
総資産	1,935,721千円	129,631千円

(注) 新設会社についての記載内容は、本報告書提出時点における予定です。

新設分割計画

この新設分割計画は、株式会社ガイアックス（以下「当社」という）の企業及び学校向けソーシャルメディアモニタリング事業並びにソーシャルアプリサポート事業（以下「本件対象事業」という）を目的として、当社の事業の一部を新たに設立する会社（以下「新設分割設立会社」という）に承継させるため新設分割（以下「本分割」という。）をなすにあたり、その分割計画の内容を定めるものである。

1. 新設分割設立会社の定款

新設分割設立会社の定款は、別紙A記載のとおりである。

2. 新設分割設立会社の設立時取締役

取締役	江戸	浩樹
同	杉之原	明子
同	池谷	昌大
同	石川	琢磨
同	上田	祐司

3. 新設分割設立会社が新設分割により新設分割をする当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

別紙B「承継権利義務明細表」記載のとおりである。

4. 新設分割設立会社が新設分割に際して当社に対して交付する本件対象事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立会社の株式の数（以下「本件発行株式数」という）並びに新設分割設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項

- (1) 本件発行株式数：100,000株
- (2) 新設分割設立会社の資本金：3,000万円
- (3) 新設分割設立会社の資本準備金：会社計算規則49条1項が定める株主資本等変動額から上記(2)の金額を控除した額
- (4) 新設分割設立会社の利益準備金：金0円

5. 分割期日

本件分割をなすべき期日は、平成26年10月1日とする。但し、必要に応じて、これを変更することができる。

平成26年8月28日

東京都品川区西五反田一丁目21番8号
KSS五反田ビル8階
株式会社ガイアックス
代表執行役社長 上田 祐司

以上

(別紙A)

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、アディッシュ株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット及びコンピュータ等の情報処理端末機器を利用した運用サービスの提供
2. インターネットに関する運用及びリスク対策コンサルティング業務

3. インターネットを利用したメディア及びコンテンツの企画・開発・運営
4. インターネット等のネットワーク利用上の安全確保に関する運用支援
5. インターネット等のネットワークの利用に関するトラブル処理および指導
6. コンピュータソフトウェアに関するシステムコンサルティング業務
7. 前各号に附帯し、または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1,000,000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手 数 料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

3 前項の場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第 13 条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

- 第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

- 第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

- 第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

- 第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

- 第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

- 第20条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

- 第21条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

- 第22条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

- 第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当会社に取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名を定める。

- 2 代表取締役は社長とする。
- 3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第29条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第30条 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立時取締役等)

第31条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	江戸	浩樹
同	杉之原	明子
同	池谷	昌大
同	石川	琢磨
同	上田	祐司
設立時代表取締役	江戸	浩樹

以上アディッシュ株式会社設立のため、この定款を作成する。

(別紙B)

承継権利義務明細表

当社より新設分割設立会社に承継される権利及び義務は、本件分割期日（変更された場合には、変更後の日を含む。以下同じ。）において当社が本件対象事業に関して有する以下の資産及び負債その他の一部の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は平成25年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割期日前日までの増減を加除した上で確定する。

1．資産及び負債

当社が本件対象事業に関して有する、

- (1) 流動資産 現預金及び売掛金
- (2) 流動負債 買掛金、未払金及び前受金

2．契約上の地位

(1) 本件対象事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務

(2) 前号に関わらず、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本件対象事業以外の当社の事業に関連する個別契約は新設分割設立会社に承継されない。

3．雇用契約

本件分割期日において、本件対象事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されない。当社は、本件分割期日において本件対象事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件対象事業に従事させる。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社及び新設会社間にて協議の上、決定する。

以 上